

## 高等専門学校機関別認証評価委員会(第7回)議事録(案)

- 1 日 時 平成17年3月22日(火) 10:30~14:00
- 2 場 所 学術総合センター11階 1113・1114会議室
- 3 出席者  
(委員) 青木, 東, 神野, 佐藤, 神谷, 椿原, 徳田, 米山, 四ツ柳の各委員  
(事務局) 荒船理事, 長谷川理事, 川口評価研究部長, 野澤特任教授,  
馬場評価事業部長, 下大田評価第2課長
- 4 議事内容( :委員, :事務局)

副委員長 本日は委員長が欠席のため、副委員長である私が議事進行を務めさせていただきます。

本日の議事は、(1)高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について、(2)自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項について、(3)評価部会及び専門部会の編成について、(4)専門委員の選考方針について、以上4つの議題としております。

まず初めに、前回の評価委員会でご承認いただいた実施大綱(案)及び評価基準(案)について、関係機関に意見照会を行い、ご意見をいただいております。事務局からの説明後に対応について検討したいと思っております。

それでは、資料2をご覧ください。実施大綱(案)に対する意見対応表です。

まず、1ページについて、当機構の運営委員から「機関別認証評価実施大綱(案)においては、高等専門学校における教育・研究の質の維持向上と個性の伸張、自己評価に基づく評価とピアレビュー、透明性・公開性と、評価の思想を謳い、全体構成も整理されている」というご意見をいただいております。

また、日本私立高等専門学校協会から「文章中の『教育活動等』との表現が『教育研究活動等』に変更されたことにより、従前に対して研究重視の現れだと思われまので、評価に際しては弾力的な配慮が望まれます」というご意見をいただいております。これについては、前回の評価委員会「教育活動等」を「教育研究活動等」に修正したところであり、この「等」には研究も含んでおり、また高等専門学校設置基準第2条第2項に規定があることから、これについては原文のままとさせていただきたいと考えております。

2ページの「評価の基本的な方針」の(2)「教育活動を中心とした評価」に対する意見として、日本私立高等専門学校協会から、「『教育活動を中心とした評価』として教育活動を中心とした評価が追加されましたが、この方針に賛同します」ということで、特に修正の意見はありませんでした。

8ページの「情報公開」の(2)の実施大綱(案)に対して、日本私立高等専門学校協会から、「不開示情報はどこが判定することになるのか。公開するか否かの具体例をあげて説明していただく機会を事前に設定してほしいと思っております」というご意見をいただいております。不開示情報については、独立行政法人等情報公開法において該当するものが定められていますので、まずは機構のほうで判断をすることになりますが、ただし書きとして「高等専門学校から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該高等専門学校と協議します」としており、

必要に応じて、事前に対象校と協議をする場を設定しております。

9ページの「変更の届出」の実施大綱(案)の「大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします」に対して、日本私立高等専門学校協会から「『別に定める』ものの内容を示してほしい」というご意見をいただいております。これについては、機構としてまだ検討中ですので、原文のままとさせていただきますと考えております。

資料3をご覧ください。評価基準(案)に対する意見対応表です。まず、当機構の運営委員から「全体構成、項目とも整理されている」というご意見をいただいております。

10ページの基準5「教育方法及び内容」の基本的な観点の5-4-、5-4- に対して、日本私立高等専門学校協会から「『人間の素養の涵養』という言葉についての例示をもっと示されても良いのではないかと思います」というご意見をいただいております。これについては、人間の素養の涵養の活動内容についての取組が多様であるとともに、代表的具体例を挙げるのが難しいため、説明会等において、試行的評価の経験を踏まえた説明を行うことにより対応したいということで、原文のままとさせていただきますと考えております。

12ページの基準6「教育の成果」の基本的な観点の6-1- について、当機構の運営委員から「教育の成果や効果を上げているかということを確認するためには、まず、『卒業後の進路の状況、就職先の構成比や産業別の就職先の構成比などの的確な把握をしているか』というところを点検する必要があるのではないかと。これは、高等専門学校が、卒業者の輩出を通じて、社会の要請にいかにかたえているかを知る上で極めて重要な情報だと思われる。ただし、これらの情報のうち個人情報といえる情報を集める必要はない」というご意見をいただいております。これについては、例えば、工業系の卒業生でありながら工業系に就職をしてないといった進路状況の把握については、1つの評価の材料ということで重要であると認識しております。また試行的評価においても、このようなデータについては、自己評価実施要項の主な参考データの中にも盛り込んでおり、本評価委員会においてもこれらを踏まえた上で評価を行ったと認識しておりますので、この観点のままで十分に指摘された意見の内容が含まれているという判断から、原文のままとさせていただきますと考えております。また、個人情報についても、機構としては提示された資料について評価をするものであり、ある学生がどこに就職したという個々の個人情報に当たるようなものは試行的評価においても集めておらず、本評価においても個人情報を収集することは考えておりません。

18ページの基準10「財務」全般として、日本私立高等専門学校協会から「内容が明確になったと思いますが、評価結果、その公表次第で経営に端的に影響を及ぼすことが危惧されますので、慎重かつ公正な評価を希望します」というご意見をいただいております。

22ページからの選択的評価基準について、検討していただきたい事項が一点あります。高専については、試行的評価において、2つの選択的評価事項「研究目的の達成状況」及び「正規課程以外の教育サービスの状況」についての評価を行いました。

本格実施においても、この2つを選択的評価基準と位置づけて評価を行うことを、評価委員会においてお決めいただいたと認識しております。

大学と短大の認証評価に関しては、平成17年度については、研究の評価は行わず正規課程以外の学生に対するサービスの状況のみの評価を行うことを検討中です。また「研究目的の達成状況」という基準の名称についても検討中です。高等専門学校の認証評価に関しては、この基準等について本評価委員会においてご了承いただき、照会した各団体からもご意見はなかったところですが、大学、短大の認証評価の内容も参考にしつつ、基準の名称等について委員長、副委員長に一任という形でご了解いただければと考えています。

副委員長 資料2の2ページの「評価の目的」の項の に、「高等専門学校機関別認証評価に関して、機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること」という文言があります。基準の中には当然水準という意識が含まれており、学校が設置されている最低限度の水準が設置基準です。ですから、設置基準を満たしていることが、まず絶対要件として、この基準の底辺に存在するということを踏まえた上で、それを達成していれば最低限度の質の保証ができるという思想が、この背景にあることを再確認しておいていただきたいと思います。

資料3の22ページの選択的評価基準について、表現等の細かな調整については、委員長と副委員長に一任していただくということによろしいでしょうか。

それでは、これをもって文部科学大臣に高等専門学校の評価を行う認証評価機関としての認証の申請を行うことにします。具体的な日程等について、事務局から説明してください。

今のところ、3月30日前後に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行いたいと考えております。なお、文部科学大臣からの認証は、文部科学省において中央教育審議会の中での議論及び検討後になりますので、5月の中旬以降になる見込みです。平成17年度に認証評価を希望している高専については、事前に機構として十分な相談等の対応をさせていただきたいと考えております。

最終的には、認証が5月の中旬になった場合には、5月の中旬以降に正式に認証評価の申請の受けをする形になります。

前回の評価委員会で、認証評価に関する説明会を4月25日に開催する予定となっていたと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

国公立の各高専及び関係団体への機関別認証評価に関する説明会を、4月25日に開催したいと考えております。その頃には、実際にはまだ認証を受けてはおりませんが、受ける予定ということで説明させていただきます。

では次に、自己評価実施要項(案)、評価実施手引書(案)、訪問調査実施要項(案)について審議したいと思います。それでは、事務局から説明してください。

資料4は、本評価委員会の委員に意見を照会し、とりまとめたものです。資料5は、評価対象校が実際に自己評価書を作成する際のマニュアルです。資料6は、機構の評価担当者が使用するマニュアルです。資料7は、訪問調査に関して評価対象校が使用するマニュアルです。

資料5の4ページ「1 基準ごとの自己評価のプロセス」について、自己評価のプロセスとは無関係なので、省略するか、表題を変えてはどうかというご意見をいただいています。これについては、(1)、(2)を削除しますが、資料4の波線での指摘の部分については、機構で行う評価について対象校側に認識していただくため、注釈という形で盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。

資料5の8ページの(1)「現況」「学生数及び教員数」について、「学科・専攻科の学生数及び教員数を記述してください」という箇所を、「表示してください」としてはどうかという意見をいただいております。これについては、訪問説明時等において分かりやすい表記をお願いしますと説明しているところですので、原文のままさせていただきたいと考えております。

資料5の17ページのスケジュールについて「自己評価書の提出後、書面調査段階で、部会と対象高専とのやりとりの可能性について示す必要はありませんか。例えば、『目的の確認』段階で、対象高専とのやりとりはしない方針でしょうか」というご意見をいただいております。試行的評価においては、自己評価書の提出後に目的の確認を行い、不十分

であると判断された場合は再提出を行うということをご自己評価実施要項中に記載してありますが、今回の本格実施においては、自己評価実施要項や評価基準において目的とは何かということをご再三にわたり明記していることから、目的の確認は行うが目的の追加提出は行わないということで、原文のままとさせていただきたいと考えております。

資料5の22ページの基準3「教育及び教育支援者」について、非常勤教員に関する位置づけ、採用方針、その他の部分についても自己評価をしてもらってはどうかというご意見をいただいております。これについては、教員には非常勤教員も含まれていると考えておりますので、原文のままとさせていただきたいと考えております。

資料6の3ページの「1 評価部会における評価のプロセス」「評価部会の書面調査は」について、「書面調査においては」としてはどうかというご意見をいただいております。これについては、原文のままとさせていただきたいと考えております。

その次の「基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します」について、「観点ごとの分析を実施し、基準を満たしているかどうかの判断のための整理を行う」としてはどうかというご意見をいただいております。これについては、評価実施大綱において「基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します」と表記しておりますので、原文のままとさせていただきたいと考えております。

同じく最後の段落については、プロセスにおける記述としては唐突の感があるということと、選択的基準に基づく自己評価においても、「観点ごとに分析を行い」と書くべきではないかというご意見をいただいております。これについては、機構における認証評価は、11の基準が必須である旨を説明し、選択的評価基準については別ページで説明していることから、原文のままとさせていただきたいと考えております。

副委員長 資料5の4ページ「1 基準ごとの自己評価のプロセス」の箇所についてはよろしいでしょうか。では次に、資料5の8ページの(1)「現況」「学生数及び教員数」についてはいかがでしょうか。

試行的評価における自己評価書に2つの書き方があり、一方は記述式で、もう一方は表形式でした。分かりづらかったので、例示の箇所に表があれば分かりやすいと思います。

副委員長 8ページの下にある例示のスタイルをもう少し補強したほうが良いということでしょうか。

表形式にするならば、定員と現員という形にしたほうが良いのではないのでしょうか。

副委員長 定員と現員、両方書いたほうが良いということですね。

学生数及び教員数を表形式にするなら、(3)「学科等の構成」についても同様にできないでしょうか。

副委員長 (3)と(4)を複合した表が作成できると思います。

「学生数及び教員数」のところで、非常勤教員についても何らかの形で表示したほうが良いのではないかと思います。

副委員長 (3)、(4)の表を作成する時に、教員総数を書いて、うち非常勤教員何名と書くということですね。

副委員長 設置基準に基づく教員数と非常勤教員数とが分かるような形式の表にするということで、形式については委員長と副委員長に一任していただくということによろしいでしょうか。

8ページの例示は表形式にして、定員、現員、非常勤教員の数も分かりやすいようにするということですが、ここは各校が自校の現況に応じて書く箇所であり、機構側で形式を定めることはどうかと思います。

あくまでも、8ページに例示として、表形式のものを学科・学年別で、定員も分かる形で掲載したいと思いますがいかがでしょうか。

副委員長 では、例示の案については、委員長、副委員長及び事務局で検討させていただきます。では次に、17ページのスケジュールについてはいかがでしょうか。これは私からの提案ですが、平成17年度に実施すると年度を限定してあった場合、日付が決定しているものについては、自己評価実施要項中に記載してもいいのではないかと思います。

記載できるものについては、できるだけ記載したいと思います。

この17ページのスケジュールについて、書面調査の段階で部会と対象校がどのようなやりとりをするかというのは非常に重要だと思います。自己評価書全体の修正という意味ではなく、不足している点の確認等は事前に行ったほうが、訪問調査時に確認するよりも早いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

それについては、提出期日に出されたもので評価をするという原則的な態度は曲げてはいけないと思います。なお、補足の点や書き足りない点については、自己評価書の提出前に相談する体制を充実させていくことで対応したいと考えております。

それから、訪問調査時の確認についても、訪問調査の3週間から4週間前に、疑問点等、確認について対象校にお知らせして、その返事を1週間前にいただくという体制をとりますので、不備な点についての説明を十分していただける日程がとれていると思います。

資料5の17ページのスケジュールの中にも、分かるようにしておいたほうがいいと思います。

副委員長 では次に、資料5の22ページの非常勤教員について、先程、もう少し情報を明示したほうがいいというご意見がありました。基準3-1のどこへそれを入れたらよろしいでしょうか。

「教員」という表記を「教員（非常勤教員も含む）」という表記に修正してはいかがでしょうか。それから、認証評価の説明会の時に、教員には非常勤教員も含まれるということを知っていただきたいと思います。

22ページの、例えば3-1- の枠中の「一般科目担当の教員現員等一覧」、この後に括弧書きで（専任教員・非常勤教員別配置状況一覧）と例示する形でいいのではないかと思います。

副委員長 非常勤教員の重要性が分かるような表記をお願いします。

例示の中で、常勤と非常勤が含まれるようなデータの示し方の例示をするやり方が1つありますし、それから、基準の最後の用語説明のところ、教員というのは常勤と非常勤を含むものであるということ、きちんと書くというやり方もあるかと思います。その点は委員長、副委員長に一任していただいて、どういう表現にするか、両方必要だという判断であれば両方入れることもあるかと思います。

副委員長 それでは、今の件については委員長と副委員長に一任していただくということではよろしいでしょうか。

では次に、資料6の3ページの書面調査についてはいかがでしょうか。

11の基準と選択的評価基準とでは、評価方法が違うことを説明したほうが分かりやすいのではないかと思います。

副委員長 の「設けています」の後に説明文を追加するか、もしくは新たに「選択的評価基準」という項を設けるかしたほうがいいと思います。

この部分の構成は、書面調査の実施、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価の実施、となっており、基準1から11までありますが、選択的評価基準はここには含まれておりません。ですから、その次に として、選択的評価基準も書面調査を実施すると書けばいいと思います。

副委員長 選択的評価基準に関する説明を、基準11までの下に注記のように記述してしまうと、基準としての位置づけが見えにくいということですね。1から11までの基準

とは評価方法が違う選択的評価基準があるということが、きちんと分かるようにしたいと思いを。細かい文言は整合性をとらせていただくことにして、今の件については委員長と副委員長に一任していただくということによろしいでしょうか。

それでは、資料5「自己評価実施要項(案)」,資料6「評価実施手引書(案)」,資料7「訪問調査実施要項(案)」についてはご承認いただいたということにいたします。

次に、評価部会と専門部会の編成について審議したいと思いを。評価部会の構成につきましては、前回の評価委員会でご承認いただいておりますが、部会構成の考え方について、試行的評価から変更したい点がありますので、事務局からの説明後、ご意見をいただきたいと思いを。

それでは、資料8をご覧ください。前回の評価委員会において、1評価部会当たり原則2校程度で評価委員が5人程度の構成ということでご了承いただきましたが、試行的評価を踏まえ、さらに検討いたしました。

評価部会については、評価委員会の委員数名に評価対象高等専門学校の状況に応じた専門委員を加え、全体として10名程度で構成します。

評価部会数は、1評価部会当たり原則として7から8高等専門学校を上限として担当することとし、全評価対象高等専門学校数に応じて編成します。

専門部会は、財務について専門的に見ていただき、評価委員会委員1～2名と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成します。

運営小委員会については、各部会から部会長、副部会長にご出席いただき、全体を通しての調整を行う形になります。

訪問調査を行った委員の意見が評価委員会まで上がるのか、ということについては難しい問題があり、会議が一回開催されるごとに時間もかかるので、フィールドの意識がだんだん薄くなっていくのではないかと問題があると思いを。

試行的評価においては、1人の評価委員もしくは専門委員が2校を担当しましたが、本格実施においては、専門分野が重なっていけば、3校を担当する委員も考えられます。例えば、試行的評価では主査は1校のみの担当でしたが、本格実施においては場合によって、部会長、副部会長がそれぞれ2校を担当するというやり方もあり得ると思いを。

各部会で一定の結論を出す場合、全体を通して見る人がいないと、評価結果にばらつきが生じる可能性があると思いを。

それぞれの部会に機構側も出席するため、全体を勘案しながら会議を進めていけるのではないかと考えております。

補足いたしますと、機構内においても高専担当の教員を複数置くとともに、評価結果の検討を行いますので、部会間の調整はできるのではないかと考えております。

運営小委員会については、出席人数を規定して、代表何名で構成するというのではなくて、必ず訪問調査で現地を審査した人が含まれるように構成するというやり方で規定すれば問題ないと思いを。

試行的評価において8校の評価結果を並べた時に、評価結果は比較的並んでいて、議論が生じた箇所はありましたが、決定的な見解の相違はなかったと考えております。そういうことを踏まえると、評価委員会と現場の両方をよく分かった人が運営小委員会に出て、意見を述べるというほうがいいと思いを。

それぞれの部会で、部会長または副部会長になる人には、試行的評価を踏まえて、ポイントとなるところをレクチャーすればいいと思いを。それで、例えば、それぞれの部会の委員が、少なくとも2校以上行くことにして、その中から2～3人が部会長、副部会長になって、その人達で運営小委員会を形成すれば、それで全体的な調整はとれると思いを。また、部会に新たに入る専門委員については、コミュニケーションをうまくとれば

問題ないと思います。

部会で整理した評価結果を、運営小委員会で議論し、さらに評価委員会で決定するというのであれば、運営小委員会の自由度が効きにくいではないかと思いますがいかがでしょうか。

「独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則」の第2条において、評価部会は評価委員会の下に置くこととしております。つまり、評価部会で検討された評価結果については、評価委員会において確定するという形になります。運営小委員会というのは、同4条において「委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るために置く」とあり、あくまでも調整をすることが主目的であって、評価結果を決定するわけではありません。運営小委員会において問題点の把握を行った後、評価結果に関する議論を評価委員会においてできるのではないかと考えております。

副委員長 では、評価部会と専門部会の編成についてはご承認いただいたものといたします。

次に、専門委員の選考方針について審議したいと思います。事務局から説明してください。

資料9は、本評価委員会の専門委員の選考方針についての案です。専門委員については、機構組織運営規則第6章第13条第5項において、「専門委員は、高等専門学校の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聞いて任命する」と規定しております。委員の決定は機構の運営委員会の審議後となりますが、その大前提として選考の方針が明確になっておりませんでしたので、ここで改めて決定していただきたいと考えております。

選考方針について、「専門委員は、高等専門学校の教員及び機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校評価に理解と意欲のある者とする」とし、(1)「各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者」(2)「高等専門学校の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者」(3)「教育学術に広くかつ高い識見を有する者」(4)「高等専門学校評価に際し、豊富な経験と専門的知識を有する者」としております。

これらの選考に当たっては、特に(1)「高等専門学校関係者と高等専門学校関係者以外の有識者とのバランス」、(2)「高専関係者については、国立、公立、私立の、いわゆる設置者区分のバランス」、(3)「性差、及び地域性」といったことについて留意をすべきであるとしております。

委員数については、委員会において、評価事業の規模や内容等を考慮し定めるものとするということで、例えば、対象校が多くなれば、それに応じて委員の数を増やすということです。

選考方法については、評価実施大綱にもあるとおり、委員の選考に際しては、別紙のとおり、高専関係団体、学協会、経済団体等から広く推薦を求めるものとするということです。これについては、次ページの「専門委員の推薦依頼について」をご覧ください。

高専関係団体については、国立高専は国立高等専門学校機構、公立高専は全国公立高等専門学校協会、私立は日本私立高等専門学校協会に対して推薦依頼を行います。候補者要件として「高等専門学校において教育研究又は運営等に従事しており、高等専門学校評価に理解と意欲のある者で、教授職又はそれに相当する教員及び研究者あるいは各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること」としております。

学協会等については、日本学術会議登録団体とその他の関係団体に対して推薦依頼を行い、候補者要件として「各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全

体について高い識見を有する者で、高等専門学校評価に理解と意欲のある者であること」としております。

経済団体等については、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本公認会計士協会に対して推薦依頼を行い、候補者要件として「教育学術に広くかつ高い識見を有し、高等専門学校評価に理解と意欲のある者であること」としております。

続いて「推薦依頼方法」をご覧ください。

評価事業の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等について、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求めます。さらに、留意点等に関係しますが、バランスや性差等を考慮した結果、十分な委員の選考ができない場合や推薦がないことも考えられることから、機構においても、各団体等からの候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて候補者を推薦できるものとしております。

資料10は、各団体からの推薦後、どのようにして専門委員を選ぶかというものです。

専門委員候補者の選出については、高等専門学校機関別認証評価委員会が行うものとし、多数の被推薦者の中から専門的見地に基づいて選考することが必要となることから、これらの業務を効率的かつ円滑に進めるため、認証評価委員会の中に、専門委員選考委員会を設置します。

次に、選考委員会の委員の選出ということで、選考委員会の委員については、認証評価委員会及び機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む）の中から、委員会の委員長が指名するものとし、その委員会には委員長を置き、選考委員会の委員の互選により選出するものとしします。

第三に、選考委員会における選考手続きとして、選考委員会では、認証評価委員会で決定された選考方針に基づき専門委員の選考を行い、その結果を当該評価委員会に報告するものとしします。なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって認証評価委員会の選考結果とすることができるが、この場合であっても、後日、認証評価委員会に報告するものとするとしています。

副委員長 ではまず、専門委員の選考方針からご審議いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

例えば、大学の教員の推薦は、高専機構、学協会等、経済団体等のどれに該当するのでしょうか。

高等専門学校のピアレビューによる評価ということですので、大学の教員については、学協会からの推薦になると思います。

副委員長 それでは、この選考方針についてはご承認いただいたものといたします。

次に、専門委員候補者の選出方法についてはいかがでしょうか。では、これについてもご承認いただいたものといたします。

専門委員の選考方針と選考方法が決定しましたので、選考委員会を設置することについてもあわせてご了解をいただいたものということで進めさせていただきます。あらかじめ委員長とも相談しまして、選考委員会の委員を考えていますので、委員長にかわりまして指名をさせていただきます。

この評価委員会から、四ツ柳委員、神野委員、室津委員、椿原委員、機構から、川口教授、青木教授、合計6名で選考委員会を構成したいと考えております。大変お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願い申し上げます。

以上で本日の議事は終了しましたが、その他連絡事項等について事務局からお願いいたします。

4月25日に認証評価についての説明会を開催予定ですので、Q & Aを作成し、機構のウェブサイトに掲載したいと考えています。つきましては、3月中に機構のほうでQ & Aを作成し、4月上旬に委員の方々にメール等でお送りしてご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、試行的評価の対象校の自己評価担当者を各学校2名程度呼びして、いろいろな面についてご意見をいただくという趣旨で、3月29日に懇談会を開きたいと思っています。

副委員長 よろしければ、これをもちまして第7回高等専門学校機関別認証評価委員会を終了させていただきます。

了